

労働基準法改正（22年4月1日施行）について

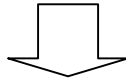
背景

平成20年労働力調査

週60時間以上労働する労働者の割合 全体の10%

(内、30歳代の男性の割合 20%)

(労働基準法32条 法定労働時間 1日8時間 1週間40時間)



課題

労働以外の生活のための時間を確保しつつ働くことのできる労働環境整備

目的

長時間労働の抑制 労働者の健康確保

【改正内容】

I. 「時間外労働の限度に関する基準」の見直し関係

限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を引き上げるよう努めること。

II. 法定割増賃金率の引上げ

- ① 月60時間を超える法定時間外労働に対して、割増賃金率を50%以上の率に定めること（※中小企業については当分の間適用が猶予される）
- ② 月60時間を超える法定時間外労働について、労使協定の締結により、割増賃金の代わりに有給休暇を付与することができる

III. 時間単位年休制度

労使協定の締結により年に5日を限度として年次有給休暇を時間単位で付与することができる

労使協定とは… 「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、ないときは労働者の過半数を代表する者と使用者との書面による協定」のことであり、労使協定を締結し、労働者の意思を反映させたいうで、労働基準法上で禁止されている事項を例外的に免れさせる（免罰的効力）ことができる。

I. 「時間外労働の限度に関する基準」の見直し関係

◎時間外労働に関する協定に関する改正

法定労働時間を超える労働は法律違反

- 「時間外労働休日労働に関する協定届」（36サブプロク協定といわれる）の締結により、時間外労働をさせることが可能。（監督署届出要）
ただし、延長することができる労働時間には限度の基準あり。

「時間外労働の限度に関する基準」

期間	限度時間	1年単位変形限度時間
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1箇月	45時間	42時間
2箇月	81時間	75時間
3箇月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

※ 建設、自動車運転、新技術、新商品の研究開発等の事業、業務は適用除外

上記の限度時間を超えて労働時間を延長する場合は**特別条項付き 36協定の締結**

（別紙参考）

- 特別条項付きの 36協定の場合は、1日を超え3箇月以内の期間、1年間ごとに割増賃金を定めること。
- 上記の割増賃金率は25%（法定）を超えるよう努めること。
- 延長することができる時間数を短くするよう努力すること。

II. 法定割増賃金率の引上げ

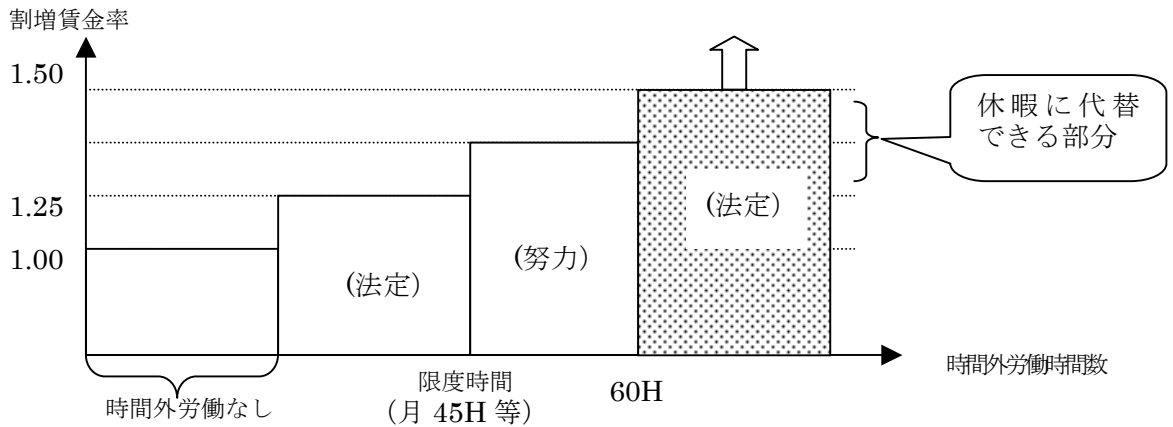
◎法定時間外労働の内、月60時間を超える部分について

割増率（25%→50%以上）の引上げ、

もしくは有給休暇（法定年次有給休暇とは区別）の付与

※有給休暇の付与の場合は労使協定の締結が必要

【時間外労働時間と割増賃金率のイメージ】



中小企業は当分の間、適用猶予措置あり

業種	資本金の額又は 出資の総額	または	常時使用する 労働者数
小売業	5,000 万円以下	または	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	または	100 人以下
卸売業	1 億円以下	または	100 人以下
その他	3 億円以下	または	300 人以下

- ・「資本金等の額」か、「労働者数」のどちらかが当てはまらなければ中小企業とみなされる。
- ・個人事業主など資本金等の概念がない場合は労働者数のみで判断する。

Ⅲ. 時間単位年休制度

◎ 1 日単位、半日単位の取得に加え、時間単位の取得が可能

時間単位は 1 時間単位その他、2 時間、3 時間単位とすることもできる。(分単位は×)

【労使協定で定める事項】(時間単位の取得を導入する場合のみ協定締結)

- ① 対象者の範囲
- ② 時間単位年休の日数 (5 日限度)
- ③ 時間単位年休 1 日の時間数
- ④ 1 時間以外の時間を単位とする場合はその時間数

※ 時期変更権は認められるが、日単位の請求を時間単位に変えたり、時間単位の請求を日単位に変えることはできない。

※ 計画的付与として時間単位年休を与えることはできない。

業種	日本標準産業分類 (第12回改定(平成20年4月1日施行)に基づく)
小売業	<p>大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業)・・・百貨店、スーパー 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業)・・・食肉、鮮魚、野菜、酒、パン、コンビニ 中分類59(機械器具小売業)・・・自動車、自転車、電気機械器具 中分類60(その他の小売業)・・・家具、医薬品、書籍、スポーツ用品、花など 中分類61(無店舗小売業)・・・通信販売、訪問販売、自動販売機による小売業</p> <p>大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店)・・・食堂、レストラン 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)</p>
サービス業	<p>大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業)・・・ソフトウェア開発、情報処理サービス 小分類411(映像情報制作・配給業)・・・映画、テレビ番組制作 小分類412(音声情報制作業)・・・レコード制作、ラジオ番組制作 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)・・・ニュース供給</p> <p>大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業)・・・産業用機械器具、事務用機械器具、総合リースなど</p> <p>大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) ・・・法律事務所、経営コンサル、広告業、建築設計など</p> <p>大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業)・・・旅館、ホテル</p> <p>大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)ただし、小分類791(旅行業)は除く ・・・理容、美容、冠婚葬祭、ゴルフ場、パチンコホール、カラオケボックスなど</p> <p>大分類O(教育、学習支援業)・・・学校、美術館、動物園、学習塾</p> <p>大分類P(医療、福祉)・・・病院、介護施設</p> <p>大分類Q(複合サービス業)・・・郵便局、協同組合</p> <p>大分類R(サービス業<他に分類されないもの>) ・・・廃棄物処理、自動車整備、機械等修理など</p>
卸売業	<p>大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維、衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)・・・木材、セメント、石油など 中分類54(機械器具卸売業)・・・産業機械器具、自動車、電気機械器具 中分類55(その他の卸売業)</p>
その他	上記以外のすべて・・・製造業、建設業など